特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００２号

北海道伊達市旭町27―30
清算株式会社　北海道ユリカゴ株式会社
代表清算人　鈴木　　基
1　決定年月日　令和７年９月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１０１１号

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字豊浦２番地
清算株式会社　ＭＲＥ株式会社
代表清算人　山下　美惠
1　決定年月日　令和７年９月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２５号

東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　株式会社ＤＡ
1　決定年月日　令和７年９月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号

北海道登別市常盤町３丁目１番地９
清算株式会社　株式会社三樹
代表清算人　築田　浩一
1　決定年月日　令和７年９月９日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

2　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、協定債権のうち、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2　一般債権の免除及び追加弁済

⑴　免除

一般債権は、本協定認可決定確定時において、一般債権額全額について免除を受ける。

⑵　追加弁済

ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお、残額が存する場合には、一般債権者に対し、当該残額を弁済原資として、一般債権者の特別清算手続開始決定時の債権額（元金及び開始決定日までの利息・損害金）で按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合には、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として免除時に遡って効力を失う。

（別紙省略）

以上

札幌地方裁判所室蘭支部

再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定